



税理士法人優和 埼玉本部

飯野事務所通信

埼玉県蓮田市関山1-1-17
TEL 048-769-5501
FAX 048-769-5510
E-mail saitama@yu-wa.jp
URL <http://www.yu-wa.jp>

2013年
3月号

塀の中から何を見たのだろうか？

飯野 浩一



この号の内容

- 1 塀の中から何を見たのだろうか？
- 2 ものづくり補助金
- 3 宿泊税とは???
- 4 国民番号制(マイナンバー)について

堀江貴文さんが、3月27日仮釈放されました。私は、ホリエモンのツイッターをフォローさせていただき、そのつぶやき（本人の言葉を誰かが書いていたものようです）を時々見ておりましたが、たいへん関心させられました。実に前向きに積極的に、好奇心をもって何事にも取り組んでいるのです。また、日常のちょっとしたことに喜びを感じ、それをまた素直に表現するのです。「今日の作業は〇〇が順調で、我が工場は・・・」のように。与えられた環境で我がこととして、精一杯充実した生き方をしているように思えました。

ライブドア事件のようなことにはなりませんが、事件の前もこれからもそのような軽やかな人生を送っていくように思えます。少々ずれていると思われるかもしれませんが、魅力的な成功者らしさを感じます。（生意気なようですみません。）

西田文郎氏は、著書の「強運の法則」の中で、成功者の資質として次の8つを挙げています。

- ① 大きな野望
- ② 強欲の熱意
- ③ 徹底したプラス思考
- ④ 協力者との出会い
- ⑤ ツキ
- ⑥ 人を喜ばせる力
- ⑦ 使命感
- ⑧ 感謝の心

早期仮釈放支援の会なるものもあったようで、多くの署名が集まったようです。また、高齢受刑者の入浴介助などもされていたようで、資質の①～③は、従来から持っておられるのでしょうから、塀の中の生活で④～⑧をしっかりと受け止められ、これからどのような社会貢献をされていくのか楽しみです。



私共も経営革新等支援機関として、3月21日に中小企業庁より認定を受けました。まだまだ勉強不足ではありますが、お役に立てることがあるかもしれません。お気軽にご相談ください。

また、税制改正のパンフレットを同封させていただきました。ご参考に軽くお目通し頂ければ幸いです。

ものづくり補助金

佐伯 晃司

正式名称「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」が平成24年度補正予算で1,007億円組まれました。試作開発やテスト販売及び設備投資に掛かった費用の2/3、最大1,000万円が補助されます。1,500万円の機械を購入するのに、自己負担500万円で購入するわけです。メリットは大きいですね。仮に、すべての事業者が最大の1,000万円の補助を受けた場合、日本全国で10,070件となり、これを47都道府県で割ると各都道府県当たり214件となります。「バラマキ」だとか「将来にツケを回す」との意見も聞かれますが、早い者勝ちの様相を呈していますので、興味のある方は、早めにご検討ください。以下、概要を掲載します。

◆募集期間

【1次募集】

受付開始：平成25年3月15日

第一次締め切り：平成25年3月25日（終了）

第二次締め切り：平成25年4月15日

◆対象者

ものづくり中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たす者。

- ① 顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化を行う事業であること
- ② 認定支援機関（金融機関等）事業計画の実効性等が確認されていること
- ③ 「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業であること
 1. 組み込みソフトウェアに係る技術、2. 金型に係る技術、3. 冷凍空調に係る技術、4. 電子部品・デバイスの実装に係る技術、5. プラスチック成形加工に係る技術、6. 粉末冶金に係る技術、7. 溶射・蒸着に係る技術、8. 鍛造に係る技術、9. 動力伝達に係る技術、10. 部材の締結に係る技術、11. 鋳造に係る技術、12. 金属プレス加工に係る技術、13. 位置決めに係る技術、14. 切削加工に係る技術、15. 繊維加工に係る技術、16. 高機能化学合成に係る技術、17. 熱処理に係る技術、18. 溶接に係る技術、19. 塗装に係る技術、20. メッキに係る技術、21. 発酵に係る技術、22. 真空に係る技術

◆対象経費

原材料費、機械装置費、外注加工費、技術導入費、直接人件費、委託費、知的財産権関連経費、専門家謝金、専門家旅費、運搬費、雑役務費等

◆対象事業

- ① 小口化・短納期化型・・・多品種少量生産・短納期化のニーズに対応するものであること
- ② ワンストップ化型・・・一環生産体制の導入を通じて、幅広いニーズに迅速に対応するものであること
- ③ サービス化型・・・製品以外の付加価値をつけた形での商品提供に係るものであること
- ④ ニッチ分野特化型・・・潜在的ニーズがあるニッチ分野に関する競争力強化を図るものであること
- ⑤ 生産プロセス強化型・・・生産性向上により品質を維持するもとの低コスト化を図るものであること



宿泊税とは???

柳原 圭一

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光振興のための事業、たとえば、旅行者にわかりやすい案内標識の整備、観光案内所の整備・充実、観光情報の提供、観光プロモーションなどの経費に充てるため、東京都が独自に課税をする地方税（法定外目的税といいます）です。都内のホテルまたは旅館に一定の金額以上の料金で宿泊をした場合に、その宿泊者に課税されます。

課税対象となるホテルまたは旅館は、旅館業法に規定するホテル営業または旅館営業の許可を受けてこれらの営業を行う施設です。民宿やペンションなどは通常は課税対象施設とはなりません。これらの許可を得て営業している場合には、宿泊料金によっては課税されることがあります。

都内のホテルまたは旅館に宿泊した場合に、1人1泊の宿泊料金が10,000円以上の場合に課税されます。ツインルームなどに2人以上で宿泊する場合には、1人当たりの宿泊料金に換算して判断します。税額は、1人1泊当たりの宿泊料金が、10,000円以上15,000円未満の場合は100円、15,000円以上の場合には200円となります。

では、なぜ宿泊料金10,000円未満の場合に課税されないかという、修学旅行やビジネス利用などの観光目的以外の宿泊（修学旅行は社会科見学の一環）にはできるだけ税負担を求めないようにするためです。また、宿泊料金に割引等があった場合には割引後の金額で課税免除または税額を判断します。

少し分かりづらいのですが、ホテルまたは旅館を利用する行為が宿泊に該当するかどうかの判断ですが、（例えば、キャンセルの連絡がないため1泊分の宿泊料をキャンセル料として受領した、または日にちを跨いだ会議室の利用等）この行為が当事者間で宿泊として契約されたものかどうかで判断するようです。

納税義務者は、都内のホテルまたは旅館の宿泊者ですが、都内で許可を受けてホテル営業または旅館営業を行う宿泊施設の経営者が特別徴収義務者となります。特別徴収義務者は毎月末日までに前月分の宿泊税について都税事務所に申告納付しなければなりません。

この宿泊税は平成14年10月1日より実施されており、年間の税収は約15億円です。また、目的税ですのでその全額が東京都の観光振興施策の予算に充てられています。



国民番号制(マイナンバー)について

秋元 健央

今月3月2日の日本経済新聞一面に、国民一人一人に識別番号を割り振って、納税実績や年金支給などに関する情報を一元的に管理する共通番号(マイナンバー法案)を国会に提出した。政府・与党は今国会中の成立を目指し、2016年1月から利用開始を見込むという記事を見ました。

マイナンバーというのは、かつては「国民総背番号制」とも呼ばれた。国民一人一人に番号をつけて、政府が個人の所得水準や年金、医療などの受給実態を正確に把握し、管理しようというものです。

マイナンバー法案が成立すれば、住民票を基にした個人番号が15年中にまず通知カードで知らされ、個人は通知カードと引き換えに、番号情報の入ったICチップを搭載した顔写真付きのカードを受け取ります。16年1月からは、納税や年金の照会などから番号を使った手続きが可能になります。カードを窓口で掲示したり、自宅のパソコンから番号を打ち込んだりすることで、年金の給付申請や税の確定申告が段階的にできるようになります。17年1月からは、国税庁や日本年金機構などの国の機関番号で個人情報交換し、17年7月からは地方税など所管する地方自治体も使うようになります。

マイナンバーの利点は複雑な行政手続きの手間が省けるということです。例えば児童扶養手当の申請には、市町村が発行する住民票や都道府県による障害者手帳など複数の行政機関に足を運び、書類をそろえる必要があります。関連当局が番号で管理すれば、所得水準など受給資格を素早く確認できます。

個人の複数の手続きを番号で「名寄せ」することで、適切な税・保険料の徴収や給付につながる可能性も高まります。子供2人がそれぞれ母親の扶養控除を申告した場合などにも、二重適用を防げます。

プライバシーの配慮については、番号の管理は徹底し、共通番号による申請は、担当行政機関には別の番号に変換してから届きます。個人情報保護のため、行政機関を監視・監督する特定個人情報保護委員会を設けるとのことです。

なぜマイナンバー法案が国会に提出されたのか？消費増税時の低所得層対策の一つとして検討されている給付付き税額控除に関連するとのこと。給付付き税額控除は所得税が少なく、減税では十分に支援できない人に現金を支給する制度です。番号がなければ個人の所得の把握が難しく、不正受給につながる恐れがあるからです。しかし、法案では、国と地方自治体が番号でやり取りするのは2017年7月からなので、消費税率を10%に引き上げる予定の2015年10月には間に合わないのです。低所得者対策は当面、食料品などの税率を低く抑える軽減税率を軸に議論が進むそうです。

